

# 第22回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第22回定例会 平成31年1月31日

開会 13時30分 閉会 15時15分

出席委員  
(23名)

会長 小林茂徳  
1 山崎正勝  
2 白倉令子  
3 小川高史  
5 小山睦夫  
6 片十郎  
7 成山喜枝  
8 齊藤敏彦  
10 柳澤多久夫  
11 荒木稔幸  
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二  
13 小山肇治  
14 依田隆喜  
15 小林健治  
16 青木二巳  
17 小林勝元  
18 清水洋  
推進 花岡幹夫  
推進 荻原薫  
推進 佐藤富士夫  
推進 竹内芳男  
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

13 小山肇治

14 依田隆喜

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局  
事務局長 関 博一  
事務局次長 織田 秀雄  
事務局 滝澤 友一郎  
事務局 笠井 昌鷹  
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画について

第5回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第22回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。今日は比較的暖かい朝を迎えましたが、天気予報ではこれから雨、雪になるという事です。大雪になればいいと思っています。今年の冬は少雨で、それに伴いインフルエンザが大流行しています。長野県でも先月の26日から29日まで8名の方がお亡くなりになっています。高齢者が多いようです。体調管理には充分注意していただきたいと思います。

早いもので、今日で1月も終わりになります。今年の5月から元号が変わります。平成も残り少なくなりました。我々昭和生まれにとっては3代目の元号になり、一抹の寂しさも感じます。農業委員の任期も残り1年余りになりました。本日はよろしくをお願いします。

最近の新聞を見ますと、政治、経済と色々な面でにぎわっています。皆さんご承知の通り、明日2月1日から日本とEUの間でEPAが発効されます。また、すでにTPPも発効されていますが、色々な変化があり、日本の農業はこれから何処へ向かって行くのかと思っています。昨今の異常気象と相まって、農業に従事する者にとっては無関心ではられない事です。今年は大変大きなうねりが来るような気がします。少なくとも東御市は今年一年間、災害のない平穏な一年でありますよう、願っています。委員の皆さんも健康には注意されて、ご健勝で活躍される事を願っています。本日もよろしくをお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、13番の小山肇治委員と14番の依田委員をお願いします。

議事に入ります。最初に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

では、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇です。場所は国道18号線の〇〇の北東の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模の拡大をするものです。ネギ、大根などの野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅からも自動車です〇〇分、隣地には所有し耕作している農地があるため、集約して耕作していくという状況も踏まえ、問題ないと判断しました。また、第4号議案の利用権設定において、譲受人は別の農地を借りるという案件があります。なお、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請においても、申請地の隣地が案件であります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1

の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。国道18号線を〇〇方面に向かうと、〇〇の手前に〇〇があります。その反対側に〇〇に行く参道があります。その参道を〇〇メートルほど入った右側に〇〇という〇〇が〇棟建っています。その敷地の並びに申請地の田があります。譲渡人の〇〇さんは〇〇の方で、この田を3条で譲り渡す分と5条で譲り渡す分に分筆して、売買する事にしました。今回、3条で田を譲り受ける〇〇さんは、〇〇にお住まいです。申請地の隣の田で〇〇や〇〇の野菜を栽培しています。〇〇さんが田の一部を5条で手放す事になり、残りの不整形な土地が余ってしまうという事で、〇〇さんに話があり、今回の申請になりました。〇〇さんは奥さんとふたりで〇〇から通い、熱心に耕作されているようです。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇です。場所は、国道18号線の〇〇の北にある農地です。太陽光発電設備設置の申請です。当該農地は現在耕作していないので、自然再生可能エネルギーに転用したいとの事です。第2種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の2ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇を北に〇〇メートルほど行った左側に、申請地があります。東側には〇〇、北側には〇〇があります。申請人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、申請地で耕作はしておらず、このたび太陽光発電を行なう事にしました。周囲の同意も得ているので、問題ないと思います。よろ

しくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。変更の申請が2件あります。

まず番号1、〇〇です。場所は〇〇の南にある農地です。住宅建築の申請です。計画変更です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇年に住宅建築の目的で農地転用をしましたが、その後、譲受人の体調が優れないという事で、住宅の建築ができなくなりました。そこで、今回譲受人の求めに応じて譲り渡すものです。譲受人は近くにお住まいで、喫茶店営業をしたいとの事です。第2種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は、〇〇の北西の農地です。住宅建築の申請です。計画変更です。借受人と貸付人ともに〇〇の方で、お二人の関係は親子です。貸付人は〇〇年に自分の住宅を建築する目的で農地転用をしましたが、その後子供のために家を建築した方がよいと考えが変わり、実行せずにいました。この度、借受人である子供の結婚が決まったため、申請地を使用貸借し住宅建築するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号3、〇〇です。場所は、〇〇の北東にある農地です。住宅建築の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパート住まいですが、勤務地が〇〇という事で、〇〇よりも近い東御市に住宅を建てたいとの事です。第1種農地ですが、隣地に住宅があり、集落に接続しているという事で転用はやむをえないと判断しました。

続いて番号4、〇〇番外〇筆です。場所は、〇〇の北西にある農地です。建設資材置場の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は〇〇を営んでおりますが、資材置場として利用していた土地を売却するため、新しい場所として、立地、面積で適した当該農地を資材置場として利用したいとの事です。第2種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号5、と6は関連しているため併せて説明します。場所は、国道18号線〇〇の南にある住宅地の一面の農地です。まず、番号5です。〇〇です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。地図の13ページをご覧ください。譲受人は、地番〇〇と地番〇〇を住宅敷地として利用していますが、不整形地で利用しづらいという事でした。この度、地番〇〇の農地から地番〇〇を分筆して所有権移転し、不整形地を解消するものです。番号6の〇〇につきましても、譲受人は地番〇〇を住宅敷地として利用していますが、不整形地で利用しづらいという事で、地番〇〇の農地から地番〇〇を分筆して所有権移転し、不整形地を解消するものです。番号5、番号6ともに第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号7、〇〇です。場所は、〇〇の農地です。東へ行くと〇〇の〇〇の集落になります。住宅敷地の申請です。借受人、貸付人ともに〇〇の方で、お二人の関係は義理の親子です。借受人は申請地近くの妻の実家に住んでいますが、子供も3人になり手狭になったため、借り受けて住宅を建築するものです。第1種農地ですが、隣地に住宅があり、集落に接続しているという事で、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号8、〇〇です。場所は、国道18号線の〇〇の北東の農地です。先ほど第1号議案の農地法第3条の許可申請において、許可となった農地の隣地です。駐車場、倉庫敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接地で〇〇をしていますが、〇〇のための駐車場と、〇〇の所有物を保管するための倉庫を建築したいとの事です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号9、〇〇です。場所は、〇〇集落の西にある農地です。太陽光発電設備設置の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。申請地は荒廃農地という事で、譲受人は自然再生可能エネルギーで利用していきたいとの事です。第3種農地の区域に近接する区域で、道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備状況からみて、第3種農地の区域に該当するものとなることが見込まれ、〇〇駅から概ね500メートルの区域内にあり、いわゆる積極的2種農地の要件に該当し、代替地がないという事で、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号10、〇〇です。場所は、県道東御婦恋線の西にある農地です。砂利採取のための一時転用の申請です。賃借人は〇〇で、賃貸人は〇〇の方です。申請地は、玉石、切込砂利等が豊富な場所で、砂利採取に適しているとの事です。なお、採取後は良質土で埋め戻しをし、耕土搬入、整地を行い優良農地として復元するとの事です。農用地域内の農地ですが、1年間という一時的な利用のために行なうもので、利用の目的を達成

する上で申請地は必要であると認められます。また、農業振興地域の整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであるため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。まず計画変更1と番号1の案件について、依田委員に説明をお願いします。

依田委員                よろしくお願ひします。地図の4ページ、5ページをご覧ください。場所は、先ほど4条の番号1で説明した場所から、北に〇〇メートルほど行った所が申請地です。譲渡人の〇〇さんは〇〇にお住まいです。奥さんの実家が〇〇にあるので、こちらに住みたいと考えていました。しかし仕事や子育てに忙しく、なかなか移住の実現が難しくなり、土地を手放す事になりました。譲受人の〇〇さんは、申請地の隣地に自宅があり、申請地では娘さんと喫茶店を開きたいとの事です。住宅地の中なので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

                          特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

                          全員の賛成と認め、決定いたします。

                          続きまして計画変更2と番号2の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員                それでは説明します。地図の6ページ、7ページをご覧ください。申請地のすぐそばにある十字路の左上から右下に斜めにある道路は、〇〇があった通りです。右上に行くと旧菅平有料道路になります。〇〇さんと〇〇さんは親子です。当初、お父さんの〇〇さんが自宅を建て替えるため、自宅の隣の土地を購入しました。しかし、同居している息子さんの〇〇さんがまだ結婚していなかったため、結婚してから建てた方が良かったらと考えが変わりました。この度、〇〇さんの結婚が決まり、申請地に家を建てる事になり、今回の申請になりました。周囲も住宅地になっており、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更2と番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

します。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更2と番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。地図の8ページ、9ページをご覧ください。国道18号線を〇〇方面へ向かうと、〇〇そばに〇〇があります。そこを北に〇〇メートルほど上ったあたりが〇〇という集落です。その集落の西側に〇〇があります。その東側を〇〇メートル入った所に申請地があります。〇〇年前に〇〇が整備した住宅団地の一番東側です。周囲は住宅になっています。この場所を〇〇にお住まいの〇〇さんが、地元にお住まいの〇〇さんから土地を購入して、住宅を建築するという申請です。譲受人の〇〇さんは、〇〇に勤務されているので、勤務地に近いこの場所に決めました。排水も地下浸透で処理するという計画で、東側の農地にも迷惑を掛けないようにするとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

お願いします。地図の10ページ、11ページをご覧ください。旧菅平有料道路から〇〇へ入り、その〇〇を抜けた所にある、北側の農地が申請地です。譲受人の〇〇さんは〇〇をされています。今まで資材置場として使っていた土地を手放す事になったため、代替地を探していたところ、譲渡人の〇〇さんと話がまとまり、今回の申請となりました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。



(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5と番号6の案件は関連があるので、一括で説明を花岡委員よりお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の12ページ、13ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇から南に〇〇メートルほど下った、住宅地の中の農地です。譲渡人の〇〇さんが、お父さんから相続した土地です。現在〇〇にお住まいです。農地の管理は弟さんがしていました。番号6の譲受人の〇〇さんは、申請地の隣地に自宅があります。その宅地から道路への出入りについて、以前は地番〇〇に住宅が建っていなかったため、車の出入りが簡単にできました。しかし、最近そこに住宅が建ったため、出入りがし難くなりました。そこで、〇〇さんから土地を譲り受け、車の出入りがし易くなるようにしたいとの事です。この話から、番号5の譲受人である〇〇さんにも、不整形になる土地を譲り受けてほしいと話をし、今回の申請となりました。段差もあるので、砂盛りをしたりコンクリート塀を造ったりして畑との境を造り、宅地として利用したいとの事です。農地への影響もないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5と番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5と番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、渡邊重昭委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。地図の14ページ、15ページをご覧ください。県道東部望月線の〇〇という地籍から東に上ると、〇〇があります。そこから更に東へ行く道は、〇〇へ行く道です。〇〇から〇〇メートルほど上って来た十字路から、左に〇〇メートル入った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは譲渡人の〇〇さんの娘婿です。公図をご覧ください。現在、譲受人は地番〇〇に譲渡人と一緒に住んでいます。子供も増え手狭になったので、譲渡人の畑を分筆して住宅を建てる事になりました。親子でもあり、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員 地図の16ページ、17ページをご覧ください。先ほど3条で説明しました申請地の隣地です。譲受人の〇〇さんは、隣地にある〇〇を経営しています。〇〇世帯ほどが入居している〇〇です。その〇〇の駐車場が足りなくなってしまい、路上駐車などで近隣からの苦情が来るようになりました。また、引越しの時に荷物をそのまま置いて行ってしまう人が多くなりました。そこで、駐車場と倉庫建設のための土地が必要になりました。譲渡人の〇〇さんは畑を耕作してきましたが、周囲に民家が建ち、耕作しづらい農地になってしまった事もあり、〇〇さんの求めに応じる事にしました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

私から質問します。申請地への進入道路が公衆用道路とありますが、これについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局 この公衆用道路に関して、建設課に確認したところ、市道認定がされているとの事です。

事務局長 造成地によくある事です。造成する時に、土地の中に何軒もある時には、進入路は造成する人の所有地ですが、10年ほど経つと市が引き取り市道になるという所もあります。これが1軒屋の場合は私道という事です。

議長 分かりました。今後も公衆用道路という言葉が出て来るとお思いますので、覚えておきたいとお思います。

ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、小川委員より説明をお願いします。

小川委員

説明します。地図の18ページ、19ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇方面へ、北西に〇〇メートルほどの所に申請地があります。譲渡人の〇〇さんはここ数年体調を崩しておられ、農地の管理ができなくなっていました。このたび、申請地で太陽光発電をされたいという譲受人の〇〇さんと話がまとまり、今回の申請となりました。雨水は地下浸透とし、周辺の農地の同意も得られているとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号10の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

それではお願いします。地図の20ページ、21ページをご覧ください。場所は、東御孺恋線沿いにある〇〇の道路を隔てた西側に申請地があります。1年間の砂利採取のための一時転用です。砂利採取の方法は、まず表土をすきとり、採取敷地内に一時採取します。採取の深さは〇〇メートル、勾配は〇〇度です。また、復元については原形が基本ですが、表土仕上げの厚みはフリードを〇〇センチメートルとしています。不具合が生じた時のために、3年間は修復期間としています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

事務局に説明をお願いします。多面的機能支払の事業との関連についてはどのようなになっていますか。

事務局

その件については、今年の〇〇月日までが事業の期間内となっているので、その後対象から外し着手する予定になっています。

議長

わかりました。

ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、〇〇委員と〇〇委員が関連していますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画の1月分について説明します。資料の6ページから10ページは通常の利用権設定です。合計で54件、85筆で、合計100,028平方メートルです。補足します。番号17から25の借り受け人が〇〇さんですが、この方は〇〇の研修生として、〇〇の研修を受けていました。このたび〇〇生産者として、今まで〇〇を通して借りていた農地を、〇〇さんが直接借りる事になりました。次に、11ページは中間管理事業制度を利用した利用権設定です。4件で合計は13,958平方メートルです。9ページの、農用地利用集積計画の所有権移転については、1件、4筆、合計11,360平方メートルです。12ページは利用権移転です。もともとあった利用権をそのまま別の方に移転するという制度です。〇〇が借りていた農地を、〇〇さんが〇〇月から借り受ける事になります。〇〇さんは今年で〇〇年目の、〇〇を受講している研修生です。〇〇の〇〇さんの所で〇〇年間研修をし、〇〇農家として利用権の移転を受けるものです。〇〇が今まで借りていたのは、研修のための補助として借りていたものです。13ページは所有権移転です。農業開発公社を通して、〇〇さんが〇〇件、〇〇筆、〇〇平方メートルを購入します。利用目的はワイン用ブドウとありますが、周辺の農地もワイン用ブドウの畑になっていて、ドリフト等の調整は済んでいるとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。4号議案についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山肇治委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

利用集積計画の20番の期間が〇〇年〇〇ヶ月とあります。ワイン用ブドウは5年以上経たないと良いブドウが育ってこないのですが、何か理由があるのですか。

事務局

今回、〇〇さんは複数の方から借りる事になっていますが、期間がばら

ばらになっています。これは今まで〇〇が借りていた農地を、〇〇さんが使っていたのですが、それを〇〇さんが直接借りるように契約を変更しました。しかし、地権者は〇〇に貸しているという認識があり、その認識に合わせる形に設定すると、何ヶ月という半端な期間になりました。地権者の方たちもそれは承知しております。

議長                    よろしいでしょうか。

小山委員                はい。

議長                    ほかにございますか。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員                作物別エリアを一応決めてあるのですが、農業委員会ではそれに強制力がないので、一般には周知していないと思います。白菜の畑の隣でリンゴやブドウを作ると、出荷した時の検査で引っかかる事がないよう、東御市の技術者連絡協議会では徹底をしてきたのですが、東御市では注意喚起をしているのですか。

事務局                    作物別エリアマップは農林課で以前に作成した物があり、承知もしています。今回の〇〇さんの件は既に〇〇が借りて、そこで〇〇さんが〇〇を作っていました。その時点で〇〇の方で土地がばらばらにならないように集積した上で、作物マップを参考にして確認しています。

(佐藤委員挙手)

議長                    佐藤委員どうぞ。

佐藤委員                〇〇さんの件ですが、私は地元なので〇〇さんが説明に来ましたし、地権者の皆さんから話を伺いました。地権者の皆さんの話では、若い〇〇さんが作ってくれるのは大変良い事だと賛成しています。心配なのは、〇〇という組織から個人が耕作するようになるので、途中で何か問題があった時は〇〇がバックアップしてもらいたいと思います。

齊藤委員                〇〇は〇〇の子会社です。一番は個人が責任を持って行なう事ですが、一人前になるようしっかり指導していかなければいけない事です。

議長                    私から質問します。苗木が不足しているとの話もありますが、苗木はもう植えてあるのですか。これからですか。

事務局 ○○さんの借りる土地には既に○○年前に植えてあります。○○でも荒廃地を集積して借り、研修生に入って苗木を植えてもらい、研修としてそのまま耕作してもらおうと、また苗木の植え付けから作業するより一連の作業の流れが分かり、研修方法としては評価されています。先日、農林水産大臣賞を受賞したという事も聞きました。

議長 わかりました。ほかにありますか。  
(小川委員挙手)

小川委員どうぞ。

小川委員 ドリフトの問題が出たので、それに関連して質問します。農地を転用して、果樹園に隣接した場所に住宅を建てるというケースがよくあり、周辺の同意も得られたという説明をよく聞きます。その場合はどのような形で同意を得ているのですか。例えば不動産会社の説明や、住宅建設のメーカー、または申請者との間の話し合いなど、色々なケースがあると思います。説明をされて同意をしたが、建設後、消毒の問題などこんなはずではなかったと苦情が来て、果樹栽培を断念せざるを得なかったケースもあります。そういう場合はお互い歩み寄る話ができなければいけないのですが。

事務局 同意に関してはケースバイケースで、行政書士の場合もあれば、建築メーカーの場合もあります。あるいは、近隣の人であれば、直接申請人が行く場合もあります。

小川委員 後で防薬ネットを設置するなど対策はできると思いますが、市としてガイドラインを作成してもらえたら、お互い気持ちよくお付き合いできると思うのですが。

事務局長 基本的には、売る時には業者、家を建てる時には本人という事になります。この問題は市が関わる事ではなく、相対の同意の話になります。同意をお願いされた時には、農薬などの話をはっきり言ってもらいたいと思います。

小川委員 農家の方も以前の感覚で無造作に消毒などの作業をされてしまう事もあるので、作業上の注意点などを文書にして、注意喚起をお願いできればと思います。

事務局長 担当係に伝えます。ただ、農家の方が今まで良かった事ができなくなり

困っているという事に関して、家を建てる方は農地の隣地と分かって建てたにも関わらず、長年住んでいると主張が強くなり、農家の方が小さくなるという事もあります。双方の問題があるという事を担当の者に伝えます。

議長 よろしいでしょうか。

小川委員 はい。

議長 ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは次に第5回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

よろしく申し上げます。申請者は〇〇さん、更新の方です。地区は〇〇です。目標とする営農類型は、ワイン用ブドウの生産、ワイナリーでのワインの生産、販売です。経営改善の方向の概要は、〇〇年に立ち上げたワイナリーでのワイン生産と販売量を計画的に増やし、安定経営にするという事です。現状の生産所得は〇〇円ですが、目標は〇〇万円です。農業経営規模の拡大に関する目標については、昨年まではブロッコリーとズッキーニを作っていましたが、今年からは野菜の栽培は止めて、ワイン生産だけにします。ワイン用ブドウの生産については、収穫可能な面積が〇〇アール、苗木の面積が〇〇アールです。収穫可能な面積から、白ワインが〇〇キログラム、赤ワインが〇〇キログラムの現状に対して、目標は白ワインが〇〇キログラム、赤ワインが〇〇キログラムです。ワインの販売数については、現状が生産量〇〇本、販売〇〇本に対し、目標は生産量〇〇本、販売〇〇本です。経営耕地については、野菜を作っていた畑を返却する事になるので、現状〇〇アールから目標は〇〇アールと減ります。その他の関連・附帯事業については、ワイン醸造販売において、生産量、品質、販売を安定的に行い、経営を軌道に乗せるという目標です。機械・施設については、トラクターのアタッチメント、スピードスプレイヤーを〇〇台、2トントラックを〇〇台、バックホーを〇〇台増やす予定です。農用地の利用条件については、現状は借り入れた畑を整備、整地し、苗を植え付ける準備をしていますが、目標は植え付けた苗を計画的に育て、目標の収





事務局                    開墾されているので、実際耕作できない場所があるという話です。このように作付けできない場所がある場合もあれば、逆に一年に同じ農地で2度の収穫があれば、作付面積が経営面積よりも大きくなる場合もあるので、一概には比べられません。

小林委員                実際に借りている面積は結構ありますが、ドリフトの事を考え、周りが藪とか林など荒廃地を借りて整地したけれど、耕作できない場所があると言う事で、空いている部分がけっこうあるようです。

議長                      よろしいですか。

山崎委員                はい。

議長                      ほかにございますか。

〇〇本というワインの製造は大変な努力が要る事です。それができたという事は、これからも頑張れると思います。ぜひ頑張っていていただいて、東御市のワイナリーの発展に貢献していただきたいと思います。

本日の議事は終了になります。全体で何かご質問等ありましたら出してください。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。